

令和6年度（第3回）松戸市職員採用試験受験案内

松戸市では、令和7年度採用予定者を次のとおり募集します。

1 試験区分・募集人数・主な職務内容

		試験区分	募集人数	符号	受 験 資 格
行政職	民間企業等職務経験者	学 芸 員 (文化財担当)	1名程度 ※	A	(1) 昭和40年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 (2) 民間企業等での各試験区分に対応する職務経験が、直近10年中（平成26年12月15日から令和6年12月14日まで）3年以上ある人 ① 「民間企業等での職務経験」には、学芸員については、勤務形態や継続就業の制限はなく、心理士については、週25時間以上の勤務を2年以上継続して就業していた期間が該当します。（1か月未満の期間がある場合は、30日を1か月として計算します。） ② 心理士を受験する場合は、公認心理師、臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格）、または臨床発達心理士（一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する資格）の資格を有する人で、資格免許取得後にその資格免許に関する職務経験が3年以上必要です。 ③ 学芸員を受験する場合は、学芸員資格の取得後にその資格に関する職務経験が3年以上必要です。 ④ 職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。 ⑤ 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることができません。 ⑥ 最終合格発表後、職務経験年数等の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。 なお、3年以上の職務経験期間が確認できない場合は、採用することができません。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、就業規則等で定められた週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。 (3) 学芸員を受験する場合は、学芸員資格を有する人で、大学または大学院において、考古学、歴史学または文化財学を専攻し、卒業・修士課程を修了した人。あわせて発掘調査、遺物整理の経験がある人。
		心 理 士	2名程度 ※	B	

	試験区分	募集人数	符号	受 験 資 格
行政職	学 芸 員 (文化財担当)	1名程度 ※	C	平成6年4月2日以降に生まれた人で、大学または大学院において考古学、歴史学または文化財学を専攻し、卒業・修士課程を修了した人または令和6年度卒業・修士課程の修了見込みの人。あわせて発掘調査、遺物整理の経験がある人。 ※学芸員資格を有する人または令和7年3月末までに資格取得見込みの人
	心 理 士	2名程度 ※	D	平成6年4月2日以降に生まれた人で、公認心理師、臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格)、または臨床発達心理士(一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する資格)の資格を有する人または令和7年3月末までに資格取得見込みの人
本市職員である人(臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を除く。)は、受験できません。 また、次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。 1 日本国籍を有しない者(ただし、心理士についてはこの限りではありません。) 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 松戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者				

※ 同日に試験を行う同じ職種(民間企業等職務経験者採用とそれ以外の同職種)と合わせての人数です。

2 資格免許職の募集概要

試験区分	主な職務内容
学 芸 員 (文化財担当)	教育委員会において、埋蔵文化財の発掘、整理、その他の運営に必要な業務、文化財の指定、保存、調査に関すること等に従事します。なお、人事異動等により専門分野以外での学芸員資格を活かす所属で勤務する場合があります。 ※現場作業が多いため、体力を要する業務となります。
心 理 士	福祉長寿部、子ども部等に勤務し、主に幼児の心理評価、発達支援、保護者及び地域への支援、こども家庭センター業務、児童生徒・保護者等からの相談業務等に従事します。

3 受験手続（電子申請での申込のみとなりますので注意してください。）

(1) 申込方法

「松戸市オンライン申請システム」（以下、「システム」とします。）によりインターネットでの受験申込みを行います。

【パソコン・スマートフォンの動作環境について】

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Microsoft Edge バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
macOS 10.15 Catalina 以上	・ Safari バージョン 15 以上 ・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
Android 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上
iOS バージョン 15 以上	・ Safari バージョン 15 以上

※サポートが終了しているOS・ブラウザを含め、上記の環境以外は推奨環境外となりますので、システムをご利用いただけないおそれがあります。

【個人用メールアドレスについて】

確実に連絡がとれる電子メールアドレスが必要となります。

システムにおいて登録されたメールアドレスに受験申込み完了等のご案内を送信します。

mcdigitalonlinesinnsei-c@city.matsudo.chiba.jp

mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

mcsaiyou@city.matsudo.chiba.jp

renraku@cbt-s.com

からのメールを受信できるように設定してください。

(2) 申込期間

令和6年12月15日（日）～令和7年1月6日（月）午後5時（受信有効）

※申込期限間近はサーバーが込み合う可能性があります。

申込期間を過ぎた場合、システムへの入力途中（システムに保存されたものも含む）であっても申請ができなくなります。時間に余裕をもって申請してください。

※申請完了後は申込み内容を修正することはできません。入力項目や添付ファイル等、申込申請前に再度確認してから送信してください。

(3) 受験票の交付

システムへの申込申請後、市で申込内容の確認が済みましたら、登録されたメールアドレスに受験票交付について通知しますので、システムからダウンロードして試験日に持参してください。

【受験申込みの流れ】

1 受験案内の確認	必ず、市ホームページから松戸市職員採用試験（第3回）受験案内の内容を確認してください。
2 「松戸市オンライン申請システム」へアクセス	はじめて利用される方は、新規登録を行ってください。その際、メールアドレスやパスワード等の設定が必要となります。
3 申請手続きの選択	「申請できる手続き一覧（個人向け手続き）」から「職員採用応募手続き」を選択してください。 ※市ホームページ内の職員採用情報ページのリンクから直接アクセスできます。
4 内容の入力・送信	・「ログイン」ボタンから利用者 ID（メールアドレス）とパスワードの入力によりログイン ・「次へ進む」から必要項目へ入力する。（顔写真データ、免許証等の写しデータをアップロードする必要があります。） ・必要箇所への入力およびデータのアップロード後、「申請する」により申請完了 ・申請完了後、登録されたメールアドレスへ申請受付のメールが送信されます。
令和7年1月6日（月）午後5時 申請〆切	
5 申込み状況の確認	申請後、市で申請内容の確認を行います。 システムの「マイページ」において、申請状況を確認してください。
令和7年1月10日（金）までに受験票交付	
6 受験票の印刷	申込み内容の審査完了後、登録されたメールアドレスへ受験票印刷のご案内を送信しますので、システムの「マイページ」から「受験票」をダウンロードのうえ、印刷して試験日当日に持参してください。

【補足事項】

●システムへの入力関係

・申込申請の完了について

システムの利用者登録をしたのみでは受験申込みは完了していません。必ずシステムから受験申込みを行い、申請を完了してください。

・アップロードするファイルについて

写真データ

申込みから3か月以内に撮影し、脱帽、上半身、正面向きのもので、縦横の比率4:3、JPEG、JPGの形式

受験資格の免許証等の写し

スマートフォン等で撮影したJPEG、JPGの形式、またはスキャナでPDFファイルにしたもの

学芸員（文化財担当）：学芸員資格の取得を証する書類の写し

心理士：公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士資格認定証の写し

（今年度中に取得見込みの場合は、システムの該当項目に入力してください。）

卒業（見込み）証明書または修士課程修了（見込み）証明書

※学芸員のみ必要となります
スマートフォン等で撮影したJPEG、JPGの形式、またはスキャナでPDFファイルにしたもの

・市からの連絡について

申請内容に不備や確認事項がある場合に、電話やメールで連絡する場合があります。

メールアドレスや電話番号は確実に連絡がとることができるものを入力してください

(4) 注意事項

①複数の試験区分の申込み及び申込み後の試験区分の変更はできません。

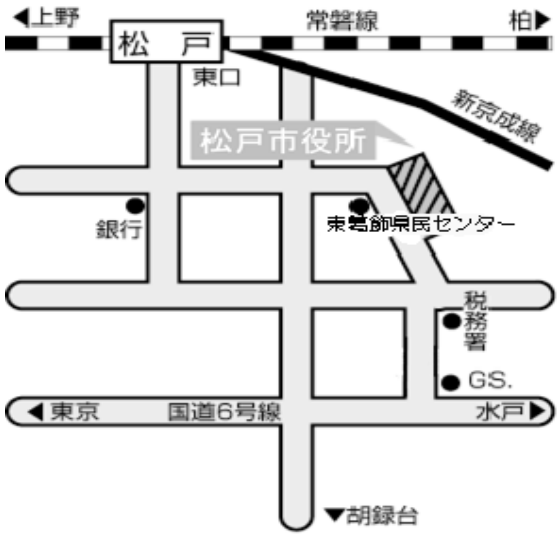
②受験資格がないことや申込内容に虚偽または不正があったことが判明した場合は、合格取消となります。

③システム障害、メンテナンス等によるシステムの停止や通信機器の故障等によるトラブルについて、松戸市は一切責任を負いません。

④市は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、職員採用試験に係る事務を行う目的以外に利用又は提供せず、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）に基づいた保護及び適正管理を行います。

※ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる場合は、必ず申込時に電話等で相談してください

4 第1次試験日時、試験会場等

日 時	令和7年1月12日（日） 開場：午前9時（受付：午前9時～9時20分） 開始：午前9時30分
試験会場	松戸市役所議会棟（松戸市根本387-5） ・松戸駅東口下車徒歩5分 ・松戸駅東口新京成バス3番のりば県立松高前行「市役所入口」下車徒歩2分 ・北松戸駅東口新京成バス松戸駅行「市役所入口」下車徒歩2分 【自家用車・バイク・自転車での来場はご遠慮ください。】 ※ <u>受験者の申込状況により試験会場を変更する場合があります。変更の有無については、令和7年1月8日からホームページでお知らせしますので、必ず確認してください。</u> 
持参するもの	受験票、鉛筆（HB）、ボールペン、消しゴム、時計、昼食（民間企業等職務経験者については不要） ※シャープペンシルを使用することはできません。 ※携帯電話やスマートウォッチ等の通信機器付のあらゆる機器は使用不可
試験会場内の注意事項等	① 試験終了まで試験会場外に出ることができません。 ② 試験問題は、持ち帰ることができません。不正な持ち帰りが発覚した場合は、合格取消となります。 ③ 昼食及び飲料は、持参してください。（民間企業等職務経験者については不要）試験会場内の自動販売機は、使用することができません。 ④ ごみは、自宅に持ち帰ってから捨ててください。 ⑤ 試験会場内は、禁煙となります。なお、松戸駅周辺は、指定場所以外での喫煙が禁止となっておりますので、注意してください。

5 第1次試験の内容等

(1) 試験時間及び内容

試験区分	試験時間	試験内容
民間企業等職務経験者 学 芸 員 (文 化 財 担 当) 心 理 士	9時30分～12時15分(予定)	択一式教養試験・作文
学 芸 員 (文 化 財 担 当) 心 理 士	9時30分～14時10分(予定)	択一式教養試験(午前) 作文(午後)

(2) 試験問題の出題分野

試験区分	科 目	出題分野
民間企業等職務経験者 学 芸 員 (文 化 財 担 当) 心 理 士	教養	言語、数理、論理、常識、英語 ※公務員試験対策不要の試験となります。
学 芸 員 (文 化 財 担 当) 心 理 士	教養	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・ 数的推理、資料解釈に関する能力

6 第2次試験の日程等

第1次試験合格者に文書で通知します。

【試験日】令和7年2月3日(月)または2月4日(火)で指定する日

【試験内容】①民間企業等職務経験者 学芸員(文化財担当)、心理士

適性検査、個人面接、プレゼンテーション試験

※試験日当日はプレゼンテーション試験・個人面接を実施し、適性検査は各自のパソコン・スマートフォンなどで事前に受検していただきます。

※プレゼンテーション試験は、あらかじめ指示する課題について、意見を発表していただく試験です。なお、課題等の実施に関する詳細については、第1次試験の合格通知に同封します。

②学芸員(文化財担当)、心理士

適性検査、個人面接

※試験日当日は個人面接のみを実施し、適性検査は各自のパソコン・スマートフォンなどで事前に受検していただきます。

7 合格者の発表

- (1) 第1次試験の合否は、令和7年1月27日(月)頃までに文書で本人に通知します。また、合格者の受験番号は、松戸市ホームページに掲載します。
- (2) 最終合否は、令和7年2月下旬頃までに文書で本人に通知します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則全員が採用されます。合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。名簿登載期間は、令和8年4月1日までとなります。
- (2) 採用候補者名簿登載者は、令和7年4月1日以降、欠員の状況に応じて順次採用となります。
- (3) 単位未取得等により卒業が延期された場合は、採用取消しとなります。

9 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が試験の受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しください。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することができません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1か月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1か月間

10 給与

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和6年4月における初任給(地域手当を含む)は、それぞれ次のとおりです。

【民間企業等職務経験者 学芸員(民俗学担当・歴史学担当)、心理士】

初任給は、最終学歴・経歴(職務内容・期間等)に応じて、一定の基準により決定します。

大学卒業直後に民間企業等で正規職員として一定期間勤務し、その後に採用された場合は次のとおりです。

正規職員の職務経験年数 ()内は標準的な年齢	民間企業等職務経験者 学芸員(文化財担当)、心理士
職務経験9年(31歳)	281,820円
職務経験13年(35歳)	292,820円
職務経験18年(40歳)	313,280円

【学芸員(文化財担当)、心理士】

職 種	大 学 卒	短 大 卒
学芸員(文化財担当)	222,640円	——
心 理 士	222,640円	203,060円

- (2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給されます。
- (3) 初任給の決定については、職種により異なりますが、学歴、職歴を加味する場合があります。
- (4) 今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

11 勤務時間、休暇等

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等により定められています。

(1) 勤務時間

原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分

(土曜日及び日曜日は休みとなります。ただし、職場によって異なる場合があります。)

(2) 有給休暇

年次休暇及び結婚・出産・忌引等の特別休暇があります。

(3) その他

育児休業制度、地方公務員等共済組合法による療養の給付、退職年金等の共済制度等があります。

また、職員の定年年齢は「松戸市職員の定年等に関する条例」に規定のとおりとなります。

12 問い合わせ

松戸市役所 総務部 人事課 人事班

電話(直通) 047-366-7306

試験当日臨時電話 070-2269-2617

松戸市では、「女性職員の能力発揮促進のための指針」に基づき、男女共同参画職場づくりを推進しています。